

## 議案第133号

前橋市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する  
条例の改正について

令和5年9月5日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する  
条例の一部を改正する条例

前橋市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和63年前橋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和25年法律第100号。」の次に「以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に、「ポスター掲示場」を「ポスターの掲示場（以下「掲示場」という。）」に改め、本則を第1条とし、同条に見出しとして「（設置）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

（総数の減少）

第2条 前橋市選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、法第144条の2第9項本文の規定により算定した掲示場の総数を減ずることができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の前橋市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。